

# 見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年7月3日

全国健康保険協会沖縄支部

支部長 金城 均

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 令和7年度離島健診案内はがきの作成、印刷及び発送等業務委託
- (2) 調達数量 仕様書等による
- (3) 仕様等 仕様書等による
- (4) 履行期限 仕様書等による
- (5) 納入場所 仕様書等による
- (6) 見積競争方法
  - ① 見積競争は、各契約希望単価(小数点第2位まで)に各予定数量を乗じて算出された額(算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)の合計額で行う。受託業者の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。なお、見積書に記載された金額の計算に誤りがある場合は無効となるため注意すること。
  - ② 契約希望単価には、納入等契約役務を履行するために要する一切の諸経費を含めた金額(消費税等額除く)で見積もること。

## 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 「プライバシーマーク」、「ISO/IEC27001」、「JISQ27001」認証について、少なくとも1つを取得していること。
- (7) 作業場所において、ISO9001認証を取得していること、あるいは、これに準ずる事業者独自のものを定めていること。

## 3 仕様書等の交付及び問い合わせ先

交付期間 令和7年7月3日(木) ～ 令和7年7月16日(水)

交付方法 郵送または窓口にて直接交付

交付場所 電話 098-951-2246 担当 船越

## 4 見積書の提出場所等

(1) 前記3の交付場所におなじ

(2) 見積書の受領期限等

期 限 令和7年7月17日(木)午後5時00分  
(郵送する場合も、上記日時までに必着とする)

## 5 業者の決定

業者の決定は、1(6)により最低価格をもって見積書を提出した者とする。  
決定業者には、前記見積書提出期限の翌営業日までに電話にて連絡することとする。

## 6 決定業者の掲示

決定業者については参加業者数・見積金額等とともに、以下のとおり掲示することとする。  
掲示場所 全国健康保険協会沖縄支部 入口横掲示板  
掲示期間 前記見積書提出期限の翌営業日から一ヶ月間

## 7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会沖縄支部宛て提出すること。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 見積書の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積の条件に違反した者の提出した見積書、見積書に事業所名、代表者名、代表者印漏れ及び判読できない見積書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要

【参考】全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条(抜粋)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。  
(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。  
(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者  
(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者  
(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者